

○育成者権の存続期間

該当品種	存続期間	備考
昭和53年12月28日～ 平成10年12月23日まで の間に登録された品種	15年 (18年)	種苗法第12条の4
平成10年12月24日～ 平成17年6月16日まで の間に登録された品種	20年 (25年)	種苗法第19条第2項 ※新種苗法
平成17年6月17日以降 に登録された品種	25年 (30年)	種苗法第19条第2項 ※新種苗法一部改正

注：存続期間の()は、永年性植物の存続期間